令 第 和 四 規 百 年 六 月 + 則 +

四

日

金曜日

六

号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月十四日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改

別表第三建築事務所長の部十八の項第五号中「及び」を「又は」に改め、同項第六号 **『第十三条第一項及び第二項』を「第十三条第一項から第三項まで」に改める。** 

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

岐阜県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

令和四年一月十四日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第三号

岐阜県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

令和四年一月十四日

この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成二十年法律第八十

岐 阜

県

公

報

毎週

(金曜日)

発行

報

公

第

第二条(論分割上入系第二頁の見足により口事が見引き起うる刃事では事団は、大二号(容積率の特例に係る許可の申請書の添付書類)(容積率の特例に係る許可の申請書の添付書類)という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。七号)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通

**げるものとする。** 第二条 省令第十八条第一項の規定により知事が規則で定める図書又は書面は、次に掲

## 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	及び目標となる地物第四十二条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。) 第四十二条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。) 方位、道路 (建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)
配 置 図	低並びに敷地の接する道路の位置及び幅員でいる建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高いのででいう。以下同じ。)の位置、敷地境界線、申請に築物をいう。以下同じ。)の位置、敷地境界線、申請に係る建築物と他の建築物(建築基準法第二条第一号の建い、方位、敷地(建築基準法施行令(昭和二十五年政・編尺、方位、敷地(建築基準法施行令(昭和二十五年政・編尺、方位、敷地(建築基準法施行令(昭和二十五年政・編尺、方位、敷地(建築基準法施行令(昭和二十五年政・編尺、方位、敷地(建築基準法施行令(昭和二十五年政・編尺、方位、敷地(建築基準法施行令(昭和二十五年政・編尺、方位、敷地の接触の対域を対域を対象を対している。
各階平面図	<b>「協民、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及び協民、方位、間取り、各室の用途並びに壁、開口部及びの外壁の構造</b>
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二面以上の立面図	壁及び軒裏の構造縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外
二面以上の断面図	第六号の建築物の高さをいう。) の軒の高さをいう。) 及び敷地内の建築物の高さ(同項並びに軒の高さ(建築基準法施行令第二条第一項第七号編尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出

## 一 省令第六条に規定する認定通知書の写し

三の他知事が必要と認める図書又は書面

附則

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

告

示

岐阜県告示第五号

**ゾウこうに受証ノニウでに買いてら。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を** 

なお、その関係図面は、令和四年一月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課次のように変更したので告示する。

及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十四日

1

岐阜県知事

古

田

J.		類の道 種路
中	有	路
坪	穂	線
<b>*</b>	<b></b>	名
平二三三七番一地先まで同の市同の町同の字立光	場二三〇七番地先から郡上市八幡町市島字五六	区間
後	前	別前変区 後更域
二 二 六	÷ 季 •	ル (メート ト ー ト
11011- 4	11011-4	ル (メート 長
		備
		考

岐阜県告示第六号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

なお、その関係図面は、令和四年一月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

県道

上高

宝山線

五〇九番一二地先から高山市上宝町鼠餅字滝平山

五同〇九市番日

| |一地 | 大まで | 字同

た四四

□令 •和

元令 二和 -

類の道 種路

路 線

名

X

閰

ル<sub>(</sub>)延 イ

の 期

日

(「次の図」

ほ示変決(備 か年更定区 )月の又域 日告はの考

ト長

供用開始

岐阜県告示第七号

# 及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する

### 令和四年一月十四日

## 岐阜県知事

_	古七	線 名
三〇一番地先まで同 郡同 町同 字同	古三四〇番一地先から揖斐郡池田町本郷字町瀬	区間
後	前	別前変区 後更域
三季六	~0 10•0	ル (メー の ト 幅
[山]	一七十四四	ル (メート 長
		備
		考

国道	— 般	類の道 種路
号	<b>归</b>	路
	四百十七	線 名
三〇一番地先まで同のである。	) 古三四〇番一地先から揖斐郡池田町本郷字町瀬	II 区
後	前	別前変区 後更域
李	~ 	ル ( メー ト 幅
[中]。图	[七]	ル (メート 長
		備
		I
		考

### 用を開始するので告示する。 及び岐阜県 なお、そ 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

岐

令和四.

岐阜県知事	
古	
田	
肇	

Ě	Ħ	5		支撑 化二苯基甲基二苯基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基			
							年一月十四日
			<sub>ව</sub>	縦覧に供す	一般の	において	古川土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和四年一月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課	県県土敷	岐阜	週間	四日から	月十	令和四年	の関係図面は、
						•	TO AFTER TOTAL

岐阜県知事・	所において一般の縦覧に供する。
古	
田	
鞶	

古 田

の規定により告示する。 条第一項の規定により、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三

急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項

岐阜県告示第八号

令和四年一月十四日

だ線及び標柱一号と標柱二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十号までを順次結ん 岐阜県知事 古 田

土岐市妻木町字須後 (次の図に示すとおりとする。 二三三九番

||三||七番 |||||八番|の| 五号 二号 三号及び四号

字山寺 三二番 三二三番 ||三||五番| 七号から九号まで

次の道路の供

妻

木 町 2

||三||二|番

三〇一番 十二号

|||九八番| 十三号

\_\_\_\_\_〇番 | | | 四番九 六八六番一 十六号 十五号 十四号

字須後 字須伊

||三||五番四 |三| 九番| 十九号 十八号 十七号 二十号

務所及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。 は 省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事

岐阜県告示第九号

の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 (昭和二十五

及び同番六関市巾三丁目八二番四、

八三番四

**△·** 売

一中岐 号建阜 の築県 一第指

同

=

関市小屋名字古宮一三九三番九

**☆**00

兲• 壹

一中岐 号建県 の第二 十二

同

ō

Ħ.

美濃加茂市前平町二丁目七三番四

**☆**00

野\* 0~

一中岐 号建県 の第指 一二令

**亭令** ☆和 ♀

껃녴

**七番九** 美濃加茂市加茂野町加茂野字浦六

**☆** 00

卆

一中岐 号建阜 の築県 一第指 三二令

同

<u>-</u>

亖

番四羽島市竹鼻町狐穴字柳原一四七八

**∓**.

≓ 六

同

<u>=</u>

띧

吾

₹ 4

一岐岐 一西建県 七号 の第 の第

同

<u>-</u>

三

の一部本巣市屋井字寺後一〇本巣市屋井字寺後一〇

一 ○ 二 九 番 四 、

**∓**i.

亭只

一岐阜 一世 一世 一世 世 皇 第 の 第

-| |-| |-| |-|-

五.

岐

羽島郡岐南町伏屋三丁目四七番九

끧

台

三• 穴

同

三

三.

中濃建築事務所長

位

置

ル(幅 ) メー・ -

ル<sub>(</sub>)延 メー -

指

定

番

号

年指

日定

訓

令

甲

月

ト長

卜員

位

置

ル<sub>(</sub>幅 ) メ

卜員

ル(延

指

定

番

号

年指

日定

月

ト長

岐阜・西濃建築事務所長

# 年建設省令第四十号) 第十条第一項の規定により公告する

令和四年一月十四日

岐阜県知事

古 田

肇

土岐市土岐ヶ丘三丁目一〇番	六流浪市稲津町小里字架場九八	位	東濃建築事務所長
〇番二	九八一番	Ï	
<b>!!•</b> 00	<b>☆</b> 00	ル (幅 ) メート員	
二三	四七• 0九	ル (延 ) メー ト長	
二号 東建 東 東 東 第 第 七 七	二号 東建 東 東 東 第 第 十 七	指定番号	
同一主	<b>令和</b> 亭-10• 元	年指 月 日定	

(道路の位置を示す図面は、 その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第十号

を次のように改正し、令和四年四月一日から適用する。 岐阜県指定金融機関等の指定に関する告示 (令和二年岐阜県告示第二十五号) の一

部

令和四年一月十四日

岐阜県知事

古

田

別表三井住友信託銀行株式会社の項を削る。

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年一月十四日

岐阜県知事 古 田

岐阜県訓令甲第

庁中一 各現地機関

般

別表第三住宅課の表に次のように加える。

長期優良住宅

1

1

く法の施行に関する 部長専決事項を除

八十七号。以下成二十年法律第 関する法律(平 の普及の促進に

> 住宅建築等計画 る認定長期優良 項の規定によ 法第十八条第

岐

## 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

す る。 岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正

三項」に改める。 別表第三防災課の表一の項課長専決事項の欄第一号中「第四条第二項」 を「第四条第

別表第三医療福祉連携推進課の表に次のように加える。

		務う。) の施行事	、注注スス毎
<b>取消し</b> 取消し 取消し 取消し 取消し の指定の お策十ハ条の	改ン的規	等収又は立入調査対する報告の徴を援センターにの規定によ	2 大第十六条第 を援センターの 支援センターの は定 の規定によ の規定によ
			1 部長専決事項を除

行事務 という。) の施 この項中 法 

附 則

ように加える改正規定は、令和四年二月二十日から施行する。 この訓令は、令和四年一月十四日から施行する。ただし、別表第三住宅課の表に次の

岐阜県訓令甲第二号

庁中一 各現地機関

般

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年一月十四日

岐阜県知事

古

田

岐阜県現地機関事務決裁規程 (昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号) の一部を次のよ 岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

うに改正する。

中「臨時的」を「臨時」に改める。 別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所二の表十一の項所長専決事項の欄第一号

で」に改める。 に改め、同欄第四号中「第十三条第一項及び第二項」を「第十三条第一項から第三項ま この項中「法」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄第三号中「及び」を「又は」 別表第二建築事務所の表十七の二の項中「平成二〇年法律第八七号」の下に「。以下

則

この訓令は、令和四年二月二十日から施行する。

穿		266	号				岐	阜		県	公	報		令和45	<b>₣1月</b> 1	4日	( 14	1)
			=	牧土地改 令和	改良区名 年月日	就任した役員	令和四年一月十四日	公示する。  とおり土地改良区の役員が就任	土地改良法(昭和二十四年法律第	土地改良区役員の就任		剣地区	施行に係る地区名	令和四年一月十四日	写しを次のとおり縦覧に供する。県営土地改良事業の計画を定めたの	土地改良法 (昭和二十四年法律第	県営土地改良事業計画の決定	公
同	同	同	同	理事	役 名		-	が就	空	就任				н	供をする	皇	計画	
渡	金	金	渡	渡	氏			任した	法律第	_		郡上	縦		る。たの	法律第	の決定	

上

市

役

所

同令 和

<del>-</del>-

**一四**のまかでら

覧

場

所

縦

覧

期

閰

岐阜県知事

古

田

示

### 岐阜県知事 古 田

### 同 安八郡安八町牧 牧 三五三九番地の一 九〇三番地

名

住

明

牧 牧 一六二八番地 八一七番地

九七二番地

ω

同

同

**|画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の** 員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により 十四年法律第百九十五号) 第十八条第十七項の規定により、次の 十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 監 Ш Ш 金 佐 金 金 森 竹 田 芳 隆 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 二八九三番地の二同り、一次二八九三番地の一/ 牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧 牧 二九二八番地の 四〇六九番地の三 二八九〇番地の一 一四八三番地の二 一六〇三番地の一 一六四四番地の五 八六三番地の 九〇九番地の一 二九〇九番地 二九〇五番地 一三六六番地 一六九四番地 一五七七番地 一六四六番地 八七〇番地

## 落札者等に関する公示

百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第

## 令和四年一月十四日

所

調達物品の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎で使用する都市ガス 予定数量 453,496㎡

岐阜県知事

古

田

## 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 入札公告を行った日 令和3年10月22日

(低圧及び中間圧)

( 15 )	<b>令和4年1月</b> 14日	岐	阜県	公 執	B		第 266 号	
					Í	<b>7</b>	4 10 0	
					:	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地(1) 部局の名称   岐阜県警察本部総務室会計課契約係(2) 所 在   地     岐阜市級田南一丁目1番1号	新	
					1	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会情課契約係) 所 在 地 は阜市級田南二丁目1番1号	落札者を決定した日 令和3年12月3日 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市東区東新町1番地中部電力ミライズ株式会社 代表取締役 社長桝子役員 大谷落札金額 28,826,637円	
					(	る称地	<b>新及</b> 28,82	
					<u>-</u>	多名托 文字 原 市 显存	<b>近</b> 第一 26,637	
						当職を	全	
					i		3年12名第四次	
					]	の発展に関係して	令和3年12月3日 ・一般知识名古屋市は 中部電力ミライ: 代表取締役 社 7円	
						がない 発見 いまり はいきょう かんしょう はいまい しょうしん まんしょう しょうしん しょうしん いいしょう かんしょう しょうしん しょうしょうしん しょうしん しょく	和3年12月3日 愛知県名古屋市東区東新町 野町電力ミライズ株式会社 代表収締役 社長熱が分員	
						名器系统		
							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
							袋	